

主な意見

【支援制度・体制】

- ・ 県及び市町村における条例や支援制度の関係について、整理が必要。
- ・ 一時避難場所宿泊料公費負担制度の利用者が、その後適切な支援につながる仕組みなど、実効性のあ
る支援のあり方を検討すべき。
- ・ 性暴力被害は潜在化しやすいことから、相談につながっていない被害者も含めた丁寧な支援が必要。

【教育・啓発】

- ・ 学校における取組の実施状況や効果を検証し、効果的な教育手法を検討すべき。
- ・ 性教育において、性感染症や避妊に加え、性暴力や「同意」に関する知識を学ぶ機会の充実が必要。
- ・ 性暴力に関する知識や人権意識については、幼少期から発達段階に応じた教育を進めることが重要。

【加害者家族の支援】

- ・ 加害者家族に対する支援も必要ではないか。

○加害者家族の支援に関する事務局の考え

加害者家族の支援は本計画の対象外とし、一般的な福祉、人権施策として対応すべき

(例: 誹謗中傷などの二次被害 ⇒ 人権条例に基づく救済、生活再建・相談 ⇒ 保健福祉事務所等による支援)

ただし、犯罪被害者等としての立場もあわせもつ加害者家族の場合は本計画による支援もあり得る

【検討部会】

第1次計画の成果及び課題並びに第2次計画の方向性を踏まえ、審議会で示された論点や御遺族との意見交換の結果をもとに、犯罪被害者等支援に係る課題を整理するとともに、第2次計画に盛り込むべき具体的な施策及び重点取組について専門的な見地から検討する。